

このページは読み上げ機能に一部対応していない場合があります。
ご不明な点につきましては、直接学校までお問い合わせください。

令和5年度 特別の教育課程の実施状況等について

| 千葉県八千代市 | | |
|------------|-----------|-------|
| 学 校 名 | 管理機関名 | 設置者の別 |
| 八千代市立高津小学校 | 八千代市教育委員会 | 公立 |

1. 特別の教育課程を編成・実施している学校及び自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

| 学 校 名 | 自己評価結果の公表 | 学校関係者評価結果の公表 |
|------------|---|--------------|
| 八千代市立高津小学校 | https://www.yachiyo.ed.jp/etakatu/gaiyo/hyouka/ | |

2. 特別の教育課程の内容

(1) 特別の教育課程の概要

- 第1学年は、生活科から17時間、音楽科から17時間、「言語活動科」に充てる。
第2学年は、生活科から17時間、音楽科から18時間、「言語活動科」に充てる。

(2) 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

昔からある高津団地や近年東葉高速鉄道周辺の開発により、首都圏の住宅地として開発が推進されている地域の小学校である。児童が生きる社会を見据えた時、高いコミュニケーション能力や異文化理解能力が求められる。このような状況を踏まえると、「言語活動科」を第1学年から実施し、コミュニケーション能力や異文化への児童の興味・関心、交流のコミュニケーション能力を高めていくことが求められていると捉えている。

これまで、様々な学校行事や児童の安全指導等において地域と連携して活動を行ってきた。校内の環境整備や児童の安全確保、学校運営協議会の協力支援等により学校と家庭、地域が一体となって地域ぐるみで児童を育てる体制をより一層整えていく。

本市はアメリカ合衆国タイラー市と姉妹都市であり、タイ国バンコク都とは子ども親善大使を相互派遣している。地域として、各学校の特色を生かしながら外国語活動の充実を図ることは、児童の能力を高め、地域連携への充実に期待できる。

(3) 特例の適用開始日

| | |
|------------|-------------|
| 平成24年4月1日 | 平成31年4月1日変更 |
| 令和3年4月1日変更 | 令和5年4月1日変更 |

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- ・ 計画通り実施できている
- ・ 一部、計画通り実施できていない
- ・ ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

特記事項なし

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- ・ 実施している
- ・ 実施していない

<特記事項>

本校ホームページにて児童の授業の様子や活動を紹介している。

学校だよりにて、保護者や地域の方に教育活動のことについて公開している。

4. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している学校の教育目標との関係

本校の学校教育目標は、「豊かな心をもち、たくましく生き抜く子供の育成」である。これを受け、本校では国語科を中心とした研究に取り組んでいる。研究主題は、「自分の想いを表現できる子供をめざして」と設定している。国語科も外国語活動も、言語活動に対する取り組みであり、日本語、外国語にこだわらず、自らの言葉で思いを表現する子供の育成を目指すことで、本校の学校教育目標の達成への足がかりとなっている。

1年生から外国語活動に慣れ親しみ、児童アンケートで「英語の学習が好き」「英語を使えるようになりたい」など、授業や英語について肯定的な考えを持つ児童が多い。また、外国語活動を行うことでコミュニケーションへの態度が積極的になり、ALTに対しても積極的に話しかける姿が多く見られる。英語を使って積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度が育成されている。

外国語活動に慣れ親しみ、英語を聞く力が特に高まっている。視覚的に英語の意味を考えながら集中して英語を聞き、様々な活動を通して英語をまねたり、歌ったりしながら

授業に参加できている。

しかしながら、児童において、外国語活動は好きという思いはあっても、十分にコミュニケーションに生かせる表現であったり、自己の想いを言葉に表したりすることは難しい。今後も、国語科研究に絡めて、言語を使って表現活動を充実させるという視点に立ち、広く世界で活躍できるような子供の育成を目指していく必要がある。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

学校教育法第21条第3項「我が国と郷土の現状と歴史について正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」とある通り、特別の教育課程の編成・実施により、我が国の伝統や文化を重んじつつ、広く世界の諸外国に対する文化の理解を図ることで、平和な国際社会の担い手として活躍できる児童をはぐくむことを目指すことができる。これは、全教育課程内において実現すべき大切な内容であるが、特に外国語活動に幼小期から触れることによって、児童の諸外国に対する興味・関心・理解を醸成するものと考えられる。

本校においては、国語科研究と併せて、言語による表現活動に取り組むことで、外国文化に対する壁を取り払っていく。また、言語は意思疎通のツールであり、それを活用することによって、平和な国際社会の形成者を育てていけるように継続して取り組んでいく。

5. 課題の改善のための取組の方向性

A L Tの支援を得ながら、学級担任が積極的に外国語活動の授業に取り組む必要がある。子供達の力を伸ばす授業力をつけるため、日々の授業改善や研修に励んでいく。英語に苦手意識を持っている学級担任も、積極的に話そうと努力する姿が子どもたちの学ぶ姿勢に効果的に働く。「英語が好き」になる児童はそのような教師の姿勢であると考え。教員の英語力だけではなく、授業への姿勢や、積極的に英語を活用しようとする職員の姿勢こそが重要であるということを学校全体で共通理解していきたい。

また、言語活動科の時間にとどまらず、全教育活動の中において、我が国に対する郷土愛・他国を尊重できる国際理解力を高められるよう、折に触れて児童への外国の文化への理解を高められる働きかけを継続して行うことが肝心と考える。